

令和 2 年 度

---

---

小 論 文

---

---

10 : 00 ~ 11 : 30

比較文化学科  
(推 薦)

注 意 事 項

1. 合図があるまで、この冊子を開いてはいけません。
2. 合図があったら最初に、受験番号を小論文解答用紙右上の指定欄に記入しなさい。
3. この冊子・解答用紙について印刷不鮮明、汚れの箇所を見いだした場合は、すみやかに申し出なさい。
4. 解答用紙は 2 枚配付しますが、1 枚だけ提出しなさい。残りの 1 枚は下書き用です。
5. 解答は縦書きで書きなさい。
6. この冊子と下書きに用いた解答用紙は、持ち帰ってください。

次の課題文を読んで、設問に答えなさい。

### 課題文 1

庭先には、ナチスのシンボル「カギ十字」の旗がなびく。30州以上に支部を持つ全米最大のネオナチ組織「国家社会主義運動（NSM）」幹部の自宅だ。トランプ大統領が当選した大統領選直後の2016年12月に訪れたときより、旗は大きく、派手になっていた。

幹部のダニエル・バーンサイド氏(44)は上機嫌だった。「私にはカギ十字旗を掲げる権利がある。それが許されないのなら、星条旗や同性愛者が掲げるレインボー旗もだめなはずだ」

今年1月21日、不快に思った近隣郡の副保安官(25)が旗を持ち去ったため、バーンサイド氏は州警察に通報。旗を取り戻しただけでなく、副保安官は敷地に無断で侵入した罪と窃盗罪で訴追され、4月25日に罰金刑(執行猶予1年)の有罪判決を受けた。

ドイツではナチスを想起させるシンボルを示したり、ナチスを称賛したりすることは法律で禁止されているが、米国では憲法修正第1条が保障する「表現の自由」によって、カギ十字を掲げることも、ユダヤ人や黒人を侮蔑する発言も許される。バーンサイド氏は言い切る。「人間は平等ではない。私は白人男性。劣等民族でなく優秀な民族に属していて、幸運だ」

「米国の憲法を悪用していると思わないか」。そう質問すると、バーンサイド氏は涼しい顔で答えた。「いけないか？ 自分の国の憲法を利用しない手はない」

バーンサイド氏は週2回、「ノース」という仮名でインターネットを利用したラジオ番組を放送しており、目の前で実演してくれた。「こちらノース。NSM101」。イスラエルの悪口、白人至上主義者をたたえる歌謡曲の宣伝、人権団体に訴えられた仲間の裁判費用カンパの訴え……。言いたい放題だ。

「世界40カ国以上に私の声が届く。ロシアや日本にもリスナーがいる。アクセスが多いのは東欧諸国だ。あそこは白人の聖地だから」。大統領選後もトランプ氏の差別的な言動は止まらず、白人至上主義者を勇気づける。NSMの会員数は2倍以上になった

という。



トランプ政権発足後、社会の分断が深刻化する米国。その背景と米国民の本音を探る。

全米最大のネオナチ組織「国家社会主義運動(N.S.M)」の幹部、バーンサイド氏が住む東部ペンシルベニア州ポッター郡は人口1万7000人の農村だ。白人至上主義を振りかざす彼の言動を住民たちはどう見ているのだろうか。

「バーンサイド氏は何も法律違反をしていない。現段階で打つ手はない」。村役場で説明された。米国にはヘイト(憎悪)スピーチを取り締まる連邦法はない。犯罪が起き、その動機が人種や宗教に基づくものと認められれば、ヘイトクライム(憎悪犯罪)として刑罰が加重されるだけだ。

(中略)

「表現の自由」に関する住民らの考えはどうか。

「表現の自由があるからといって、暴力を誘発するヘイトスピーチの権利まで守られるべきではない。バーンサイド氏に意見を発信する機会を与えてはいけない」。ホテル経営のハンス・ニールセンさん(44)はこう明言した。

一方、レストラン経営のオルガ・シュナイダーさん(48)は「気に入らないことを言うからと、口を封じてはいけない。自由とは少しの代償を伴うものだ」と主張した。夫のジョンさん(47)も同調する。表現の自由なしには、奴隷制廃止や公民権運動など、米社会の発展に貢献した「反体制」の社会運動は成功しなかったと考えるからだ。「白人至上主義者はわずかしかない。無視するのが一番だ」。住民らの多くもシュナイダー夫妻同様、「無視すべきだ」と主張した。

ポッター郡は大半が白人のキリスト教徒で、2016年の大統領選では8割がトランプ氏に投票。ただ、米国人は一般的に権利が制約されることを徹底して嫌がる。米調査機関ピュー・リサーチ・センターの発表(16年)では、表現の自由の下、「マイノリティを傷つける発言も許されるべきだ」との回答は67%に達した。特にトランプ支持者の83%は「他人の発言ですぐに気分を害

する人が多すぎる」と回答しており、差別や偏見をなくすため「ポリティカル・コレクトネス(政治的公正)」を求められることに嫌悪感を示す傾向が強い。

◇大統領の姿勢、傷深め

「ユダヤ人支配から米国を解放する」。リベラルな政治風土で知られる西部カリフォルニア州サンフランシスコ近郊で、11月の中間選挙に向けてこんな公約を掲げる白人至上主義の候補者が現れ、注目された。上院の共和党予備選に立候補したインターネット技術者のパトリック・リトル氏(33)だ。反ユダヤ主義に傾いたのは2年前からだという。「ユダヤ人は白人やアジア人を差別している」「ユダヤ人はガス室で殺されていない」。持論を話し続けた。

「選挙キャンペーンの武器はインターネットだ」。リトル氏は言い切る。選挙に勝てる可能性は低くても、自身の主張の拡散には利用できるのとみているようだ。メディアの取材を受ける様子は自分でも撮影し、映像をネット上に公開している。リトル氏以外にも、連邦議員レベルで少なくとも4人の白人至上主義者が共和党予備選に出馬した。

〔中略〕

米人権団体「名誉毀損防止同盟(ADL)」によると、ユダヤ人を攻撃するツイートは17年1月から1年間で420万件を記録した。

ADLはソーシャルメディア大手と協力して差別投稿の排除に乗り出した。「公の場のヘイトスピーチを禁じることができないが、ソーシャルメディアは民間会社。利用者と結ぶサービスマイックルの中に差別発言はしないという条件を盛り込めば、それに反する投稿を載せたアカウントを閉鎖できる」。ADL過激思想研究センターのメンデルソン上級調査員(37)の説明だ。

だが、いったん開いたパンドラの箱を閉じるのは困難だ。反移民の立場をとるトランプ氏が大統領に就任したことで、白人至上主義者は「自分たちの排外主義や反多文化主義が応援されている」と受け止めた。「大統領が白人至上主義を明確に否定しない限り、彼らは応援されている」と思い、社会の傷口が化膿し続ける可能性がある」。メンデルソン氏はこう警告する。

(出典：国枝すみれ「分断の深層…トランプ時代の合衆国」『毎日新聞』東京版、2018年6月25日)

## 課題文 2

その光景に「社会の底が抜けたと思った」。日本有数のコリアンタウン、大阪・鶴橋で初めて目の当たりにしたヘイトスピーチ。むき出しの憎悪を大音量で浴びた韓国籍の在日3世、文公輝さん(48)の耳に、5年以上がたった今もこびり付いているのは恐怖だ。

2010年、JR鶴橋駅前。「韓国へ帰れ」「鶴橋から出て行け」。改札を出ると旭日旗を持った十数人が拡声器でわめいていた。「差別を口にするのは社会の共通認識として『やってはいけない』こと。その常識が崩れていった」

何もできずに帰宅し、自分が社会のマイノリティーであることを思い知らされた。これ以降、幼い息子と娘が差別をあおる街宣活動に遭遇しないようインターネットで情報収集を欠かさない。

13年2月、同じく鶴橋で撮影された約1分の動画がある。「ほんま皆さんが憎くて憎くてたまらない」「鶴橋大虐殺を實行しますよ」。中学2年生の少女が在日コリアンに向けて絶叫していた。

18歳になった彼女は関東に移住。タレントを目指しながら今も街宣活動を続ける。当時を振り返り「日本も平和ではないという脅威を伝えるのが狙いだった。ネットの反応を見て、振り向いてもらえることに成功したと思った」と説明する。

「差別と感じないか」と記者が問うと、「『差別だ』と言うこと自体がおかしい。人種差別がある国では、空き缶を投げつけられることもある。今の日本にそこまで差別がありますか」。あどけなさの残る声で聞き返された。

6月に施行されたヘイトスピーチ対策法は「表現の自由」を定めた憲法21条と、「基本的人権」を保障する憲法13条の間の微妙なバランスの下で生み出された。禁止規定や罰則はない。有識者からは「理念法にすぎない」との指摘もあった。

7月には大阪市でヘイトスピーチ抑止条例が全面施行。「死ぬ」「殺せ」という過激な表現は減りつつあるが、「朝鮮人は犯罪率が高い」などの侮辱は今なお続く。

(出典…「憲法いま…公布70年(連載第19回)」『毎日新聞』高知版、2016年10月8日)

共同通信配信

### 課題文 3

少数者への差別を扇動するヘイトスピーチ。「対策法」が施行され、2カ月が過ぎた。多様な人々の共生に、法をどうかすか。現場はどう変わったのだろうか。

■デモ対処、まだ試行錯誤 安田浩一さん(ルポライター)

ヘイトスピーチ対策法が6月に施行された直後、神奈川県川崎市でのヘイトデモが、中止されました。デモに反対するカウンターと呼ばれる市民が路上で抗議し、警察も主催者を説得しました。対策法ができる前の警察は、ヘイトデモの実施を優先させ、カウンターの人たちをためらいなく力づくで排除していた。対応は明らかに変わりました。

対策法をふまえ、警察庁が都道府県警に対しヘイトスピーチにかかわる違法行為に厳正に対処するよう通達を出した影響は小さくないでしょう。法施行後、全国的にデモの数も減っています。もともと、警察の対応は地域でばらつきがあり、まだ試行錯誤しているように見えます。

対策法自体に問題があることを、指摘しなければなりません。法律は「不当な差別的言動は許されない」と宣言しますが、ヘイトスピーチに関し「違法」「禁止する」とは明記していません。

また、適用の対象を「適法に居住する在日外国人とその子孫」に限定しています。不法滞在状態になった外国人労働者や難民申請者も現実にはいるが、条文からは対象に含まれないように読めます。アイヌ民族や沖縄の人たちへの差別的な言動にも目を向けるべきですし、ネット上の書き込みも野放しのままです。

法律に罰則規定を入れるかどうかは慎重に判断しなければなりません。この法律ではやはり不十分で、包括的な人種差別禁止法が必要です。

これまで、北海道から沖縄までヘイトスピーチの現場に数え切れないほど足を運んできました。在日コリアンが、路上で暴言を浴び、ぼうぜんとしている姿を見て、深刻な被害の存在に気づきました。

「表現を仕事にする者が、ヘイトスピーチを規制する、などと軽々しく主張すべきではない。市民社会の力で対抗すべきだ」と言

う弁護士もいます。でも私たちマジョリティーが、マイノリティーに「これも表現の自由。目を閉じて耳をふさいで、少し我慢して」というのは横暴です。被害者は「存在を否定され、本当に殺されると、恐怖におびえています」。

差別の言葉やデマが街で堂々と叫ばれると、「この程度なら言っても構わない」と人々の感覚をまひさせる。「在日には特権がある」というデマを少なくない人たちが信じてしまう。ヘイトスピーチは人間や社会を壊すのです。

先月の東京都知事選では外国人排斥を訴える候補が、悪質なヘイトスピーチをまき散らしました。公職選挙法で選挙の自由が保障されており、有効な対策を打ち出せないという課題も出てきました。

対策法を最大限生かし、改善もしていかなばなりません。地域の実情に応じて条例制定も検討すべきでしょう。

(出典：「耕論」ヘイト対策法2カ月『朝日新聞』2016年8月11日)

許諾番号19-5088 朝日新聞社に無断で転載することを禁ずる。

問一 三つの課題文を読み、アメリカと日本における近年のヘイトスピーチ規制をめぐる状況について200字程度でまとめなさい。

問二 日本における共生社会の実現のために、ヘイトスピーチなどの差別的言動に対してどう向き合うべきか、課題文を踏まえ、あなたの考察を600字以内で述べなさい。